

## 子どもの権利の尊重

※子どもは愛される権利をもっている。自分の子だけでなく、他人の子どもも愛しなさい。「愛」は必ずや返ってくる。

※子どもを一人の人間として尊重しなさい。子どもは「所有物」ではない。

※子どもは未来ではなく、今現在を生きている人間である。十分に遊ばせなさい。

※子どもは宝くじではない。一人ひとりが彼自身であればよい。

※子どもも過ちを犯す。それは、子どもが大人より愚かだからではなく、人間だからだ。完全な子どもなどいない。

※子どもにも秘密を持つ権利がある。大切な、自分だけの世界を。

※子どもの持ち物や、お金を大切に。大人にとってつまらぬ物でも、持ち主にとっては大切な宝。

※子どもには、自分の教育を選ぶ権利がある。よく話を聞こう。

※子どもの悲しみを尊重しなさい。たとえそれが失ったオハジキ一つであっても、また死んだ小鳥のことであっても。

※子どもは不正に抗議する権利を持っている。圧制で苦しみ、戦争で苦しむのは子どもたちだから。

※子どもが自分たちの裁判所を持ち、お互いに裁き裁かれるべきである。大人もここで裁かれよう。

※子どもは幸福になる権利を持っている。子どもの幸福無しに、大人の幸福はあり得ない。

日本コルチャック協会HPから引用

<http://korczak-japan.org/shiryou/shiryoukan-2.html>

## ナ シ ュ ド ム 、 ド ム シ エ ロ の 生 活

◎孤児院の中では、国会があった。それは、子ども達が協同で決める。例えば、今日は子どもの日、女の子の日、この日はある一定の年上の女性達は仕事から解放される日とか、雪の日、雪が降ったらその日は全部休みで外で遊んでいい日とか、いろんな形で自分たちだけの国会を作って、子ども達が決めるということをやっていた。それは、形式的ではなく、予算も付いていた。予算も付いて、子ども達が協同の国会で決めたことは予算の裏付けがあって実行できる。

◎裁判所もあった。国会でも一定の条例があり、それは子ども達だけでなく大人も訴える、訴えられる。裁判官の構成は5人で、いい子であるとか、年上ということに全く関係なく、抽選で決める。悪い子が選ばれて裁判官になるばあいもある。裁判官になるとそれなりに難しい問題も採点しなければならなくなり、たいへん努力を強いられる。

◎千ぐらいの条項があり、最初の100ぐらいはお許しの条項という形で、こういうことをやったが、これはしょうが無い許してあげようなどという条項を基に裁判が行われる。それ以外の条項は、具体的な罰則規定がある条項。罰則規定の付いた条項の中では、軽いほうでは、この子の罪は今回の合宿へは連れて行かないとか、今回の参加は認めないという罰則規定があった。一番重い、1000条は、この子がこの孤児院にいたら困るから除名すべきだというものだった。第3条の追放という項目があるが、適応されたことあるかというのと、あったようだが、その罰則が適応されるまでには何度も何度も裁判へ提訴があり、追放された子どももいる。しかし、出ていくことになった子ども達も、3ヶ月後にはまた戻れる可能性があった。

◎公証人制度もあった。普通は院長であるコルチャックさんが公証人として、例えば報酬をもらおうと、小さな子どもはお金を年上の子に預けてちゃんと見ておいてもらおうとか、院長のコルチャック先生に預けてお金をちゃんと護ってもらおう。そうすると、幾ら幾らのお金をたしかに保管しますと公証人がサインして預かるということではあったが、少なくとも公証人制度も孤児院の中にはあった。

参 考 「コルチャック先生」 近藤二郎 著 平凡社ライブラリー